

横浜市立神奈川中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定（令和 8 年 3 月改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

◎いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

◎いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

◎**構成員** 校長・副校長・学年主任・生活指導部長・生活指導部担当職員・生徒指導専任・養護教諭

◎**運営**

- ・毎月開催し、いじめの認知及び対応を検討する。
- ・組織的に方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

◎**活動内容**

- ・各々の事案の「いじめ」の見極め
- ・「いじめ」として認識した事案への調査、指導と支援の計画の作成
- ・被害生徒及び保護者への支援
- ・加害生徒及び保護者への指導と支援
- ・事案の内容により関係機関（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなど）への連絡、相談
- ・事案の内容により学校運営協議会や PTA 実行委員会への報告及び支援の依頼
- ・重大事態発生の場合の教育委員会への報告
- ・取組の年間計画の作成と取組についての PDCA サイクルでの検証
- ・校内ハートフル支援室との情報提供と連携

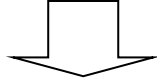
3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

〈学校教育目標〉

[共生] 人を思いやり、共に生きる喜びを学ぶことを大切にします。

[自律] 行動に責任を持ち、集団の中で自分を活かすことを大切にします。

[発見] 様々な体験を通じて、自分を知り、学び、自らの生き方を見いだすことを大切にします。



◎いじめの未然防止

- これらの目標に向けて、あらゆる学校教育活動を通じて「全員を仲間と認める」「仲間と協力する」「仲間を大切にする」の3つを大切にする心温かい集団作りをすすめる。人間関係づくりの基本である「あいさつ」を大人も子どもも大切にする。
- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指す。そのために、一人ひとりの教員が授業での「居場所づくり」や活動での「絆づくり」を図り、その具体的な場面を設定する中で一人ひとりの生徒に「自己有用感」を育むことに努める。また日頃から生徒や保護者との信頼関係の確立に努める。

◎いじめの早期発見

- いじめを見逃さないために、きめ細かい生徒観察や生徒情報の確実な共有を図る。
- 定期的なアンケートの実施や面談での聞き取りやスタディナビの入力状況の確認する。
- 道徳の授業を通して、人権尊重に対する理解を深める。
- 専門委員会等での活動において積極的な意見交換を行い、生徒どうしても『いじめを許さない』という風土づくりが図れるようにする。

◎いじめに対する措置

- いじめは他者の人権を踏みにじる卑劣な行為であり到底許されるものではないという姿勢のもと、ひとたびその事案が発生した場合（疑いのある場合も含め）には、全容解明と被害生徒のケア、加害生徒・周辺生徒の指導と支援に、いじめ防止対策委員会が中心となって組織的に全校をあげて取り組み、再発防止に努める。
- また事案の内容により、関係機関（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなど）との連携を図る。

◎いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめ行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

◎教職員等への研修

- 児童生徒の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修をはじめ、下記の年間計画に沿って研修を進める。

◎学校運営協議会等の活用

- 学校運営協議会や中学校区学校・家庭・地域連携事業を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を、保護者、地域と共有し、連携・協働して、その課題解決に取り組む。

◎取組の年間計画

| 種別 | 取組 | 具体的内容 | 実施時期 |
|--------|--------------|--|-------------|
| 相談活動 | 教育相談 | 学級担任が一人ひとりの生徒との相談を年2回実施 | 4月・9月 |
| | 地域巡回 | 学級担任が保護者（希望制）と年1回実施 | 4月 |
| | 三者面談 | 学級担任が保護者・生徒と面談を年2回実施 | 7月・12月 |
| 調査活動 | ｽﾀﾃﾞｨﾝｸﾞ | 日々の集計結果から生徒の状況を把握する | 通年 |
| | 教育相談ﾌﾞｯｸﾞ | 生活指導部作成のものを全生徒対象に年2回実施 | 4月・9月 |
| | 市人権ｷﾞﾝﾊﾟｰﾝ | 教育委員会作成のものを学級担任対象に年1回実施 | 12月 |
| | いじめ撲滅ｷﾞﾝﾊﾟｰﾝ | 教育委員会作成のものを全生徒対象に年2回実施 （5月は記名式ﾌﾞｯｸﾞ、12月は無記名ﾌﾞｯｸﾞ） | 5月・12月 |
| | 区防犯ｷﾞｯﾄ | 生徒会本部作成のものを全生徒対象に年1回実施 | 9～10月 |
| 防止啓発活動 | 道徳科 | いじめ防止のための授業を全学級で2回実施 （「人間愛・思いやりの心」、「正義・公正・公平」） | 4月・10月 |
| | 人権授業 | 人権作文の取組を年1回実施 | 7月 |
| | 特別活動 | 各種行事を通して自分の能力を発揮し互いを認め合う機会とすることで人権感覚や自己有用感を育む | |
| | あいさつ運動 | 全職員で朝のあいさつ運動を月1回実施 | 年間 |
| | 入学前啓発 | 新入生保護者を対象に携帯端末使用についての諸注意 | 2月 |
| | 横浜プログラム | Y-P アセスメントとプログラムを年2回実施し、社会的スキルの定着を図る | 一学期 2学期末 |
| 職員研修 | 生徒指導研修 | 生徒指導体制やいじめ防止基本方針の共通理解 | 4月・10月 |
| | 教育相談研修 | 全職員による教育相談技術の向上を図る研修 | 8月 |
| | 授業研修 | 全職員による授業力の向上を図る研修 | 6月・9月 |

4 重大事態への対処

◎重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

◎発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

◎点検・見直し

- 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。